

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
北信圏域の減災に係る取組方針

令和4年6月7日

北信圏域大規模氾濫減災協議会

目 次

1	はじめに	3
2	本協議会の構成員	5
3	北信圏域の河川の概要	6
4	北信圏域の取組状況と課題	9
5	減災のための目標	15
6	概ね5年で実施する取組	16
7	取組方針のフォローアップ	18

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」をとりまとめました。

国の管理河川については、沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これを受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

長野県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「大規模氾濫減災協議会」を地域ごとに設立しました。

その後、令和元年東日本台風豪雨災害では、信濃川水系で記録的な豪雨となり、千曲川の長野市穂保地先では堤防が決壊するなど甚大な被害をもたらしました。さらに、令和 2 年 7 月豪雨など、近年水害が頻発化・激甚化しており、今後気候変動の影響によりさらなる水害リスクが見込まれる中、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換が全国的に図られています。

長野県では、流域治水に係る各取組について、5 か年の数値目標を設定した「長野県流域治水推進計画」を令和 3 年 2 月に策定し、計画的・集中的に進めています。

また、令和 4 年 2 月に信濃川水系（信濃川上流）流域治水協議会の全体協議会が開催され、全体協議会と圏域等協議会との関連について整理がなされ、圏域等協議会においては全体協議会からの全体像を共有し、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表、実施状況のフォローアップ等を行うこととなりました。

北信圏域における大規模氾濫減災協議会（以下、「本協議会」）では、北信地域において「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を策定し、周知することとしています。

なお、取組方針策定後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、確かな対策の実施のための進捗確認等、フォローアップを行います。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりです。

機 関 名	代 表 者 (構成員)
中野市	市 長
飯山市	市 長
山ノ内町	町 長
木島平村	村 長
野沢温泉村	村 長
栄村	村 長
小布施町	町 長
岳北消防本部	消防長
岳北消防本部飯山消防署	署 長
岳南広域消防本部	消防長
岳南広域消防組合中野消防署	署 長
岳南広域消防組合山ノ内消防署	署 長
中野警察署	署 長
飯山警察署	署 長
北信地域振興局	局 長
北信保健福祉事務所	所 長
北信建設事務所	所 長
北信建設事務所 中野事務所	所 長
北信建設事務所 飯山事務所	所 長

本協議会のアドバイザーは以下のとおりです。

参加機関
(アドバイザー)
中部森林管理局 北信森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林センター 長野水源林整備事務所
関東農政局
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所
国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所
長野地方気象台
東京電力リニューアブルパワー株式会社 信濃川事業所
長野県危機管理防災課
長野県生活排水課
長野県農地整備課
長野県森林づくり推進課
長野県河川課
長野県砂防課
長野県都市・まちづくり課
長野県建築住宅課
(オブザーバー)
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 総務部 安全企画室

3 北信圏域の河川の概要

北信圏域は、長野県における信濃川水系の下流域にあたる圏域で、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村との2市1町3村で構成されています。

圏域の総面積は約 1009k m²で、県全体の約 7%、人口は約 9 万人で、県全体（約 210 万人）の約 4%を占めています。圏域内の河川のうち、千曲川の一部は国管理であり、他の一級河川は県が管理しています。現況は表－1 のとおりです。

県管理河川の特徴は、上流山間部では急峻な溪流を形成し、下流平坦部では緩やかな流れとなり築堤がなされています。その中間部には、扇状地が形成され、一度洪水が発生すると、氾濫した水が河川に戻ることなく扇状地を拡散するように広がるため、溢水による大きな被害が予想されます。北信圏域では、千曲川の増水及び、千曲川支川の平地での内水被害にも留意する必要があります。

圏域内の築堤区間は、千曲川 2.4km、樽川 10.5km、馬曲川 4.6km、夜間瀬川 16.2km、角間川 0.8km となっています。

また、近年の災害の発生状況は表－2 のとおりとなっています。

表－1 【北信圏域の河川現況】

	総面積(k m ²)	県管理河川数	左欄の河川延長(km)
北信圏域	1009.45	54	321.651
	中野市 112.18 飯山町 202.43 山ノ内町 265.90 木島平村 99.32 野沢温泉村 57.96 栄村 271.66	54 河川 (信濃 52, 関川 2)	321.651 (信濃 313.803, 関川 7.848)
県全体	13,561.6	737	4,802.7
県全体に対する割合	7.4%	7.3%	6.7%

表－2 【近年の災害発生状況】

月日	河川名	原因	被害状況
昭和 25 年 8 月	夜間瀬川	ジョン台風	流出全壊 80 戸、半壊 38 戸 床上浸水 79 戸、床下浸水 37 戸、浸水面積 43ha
昭和 33 年 9 月	夜間瀬川	台風 21 号	流出全壊 25 戸、半壊 20 戸 床上浸水 113 戸、床下浸水 152 戸
昭和 44 年 7 月	清川	梅雨	床上浸水 3 戸、床下浸水 86 戸、浸水面積 40ha
昭和 56 年 8 月	篠井川	豪雨・台風 15 号	床下浸水 2 戸、浸水面積 32.6ha
昭和 57 年 9 月	千曲川(県管理区間)	豪雨・台風 18 号	床上浸水 7 戸、床下浸水 8 戸、浸水面積 8ha 【栄村】
	樽川		床上浸水 1837 戸、床下浸水 128 戸、浸水面積 751.2ha
	篠井川		床下浸水 4 戸、浸水面積 27ha
	斑尾川		床下浸水 1 戸、浸水面積 0.6ha
昭和 58 年 9 月	千曲川(県管理区間)	台風 10 号	床上浸水 12 戸、床下浸水 7 戸【飯山市】
	樽川		床下浸水 2 戸、浸水面積 73.4ha
平成 16 年 10 月	千曲川(県管理区間)	台風 23 号	避難準備【飯山市】
	樽川		
平成 18 年 7 月	千曲川(県管理区間)	梅雨前線	避難勧告【飯山市】 無堤区間浸水被害【栄村】
平成 29 年 10 月	広井川・日光川	台風 21 号	浸水被害【飯山市】
平成 29 年 10 月	篠井川		浸水被害【中野市】

月日	河川名	原因	被害状況
令和元年 10 月	千曲川 他(広井川、日光川、今井川)	台風 19 号	【中野市】床上浸水 59 戸、床下浸水 28 戸 【飯山市】床上浸水 36 戸、床下浸水 37 戸 大雨特別警報発令（長野、中野、飯山地域）
	皿川		【飯山市】床上浸水 95 戸、床下浸水 379 戸
	篠井川 他（草間川、真引川、江部川）		【中野市】床上浸水 63 戸、床下浸水 9 戸

北信圏域の河川図



4. 北信圏域の取組状況と課題

北信圏域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出し、以下のとおりまとめました。

① 避難(情報伝達等)に関する事項

項目	現状	課題	
想定される浸水リスクの周知	<p>○千曲川直轄（洪水予報河川）、千曲川県管理、夜間瀬川（水位周知河川）については、1/100年降雨確率による浸水想定区域図が策定し、河川課ホームページ等で公表している。 （千曲川については、想定最大規模の浸水想定区域図（浸水深、護岸浸食、浸水継続時間、氾濫流）もH29.8に公表済）</p> <p>○真引川、篠井川、樽川、馬曲川、大川は市町村ハザードマップ作成支援河川として浸水想定図が策定され、河川課ホームページ等で公表している。</p> <p>○市町村は、浸水想定区域図に基づくハザードマップを公表している。</p>	<p>(1) 最近の被災状況を踏まえると、より大規模な氾濫に備える必要がある。</p> <p>(2) 様々な避難方法を選択できるようにする必要がある。そのため家屋倒壊危険区域や浸水継続時間が必要。</p> <p>(3) 住民周知への取組強化が必要。</p>	A
洪水時における河川水位等の情報の内容	<p>○圏域に雨量計が28基設置されている。 （うち県管理19基、国交省7基、気象台2基）</p> <p>○県管理河川において、16河川計21基の水位計が設置されている。 （危機管理型水位計 21基）</p> <p>千曲川直轄管理（北信圏域）においては、3基の水位計が設置されている。 千曲川（立ヶ花、殿橋、柏尾橋）</p> <p>○県管理河川において、4河川計7箇所に量水標が設置されている。</p>	<p>(4) 雨量情報空白区域がある。</p> <p>(5) 水位計が必要な地域がある。</p> <p>(6) 水防活動や自主避難の判断のため量水標が必要な地域がある。</p> <p>(7) 水位等を周知すべき河川がある。</p> <p>(8) 洪水に対するリスクの高い区間の河川状況を得るために河川監視カメラが必要である。</p> <p>(9) 県管理区間の一級河川だけでなく、流入する中小河川の氾濫や内水対策に関する情報が不足している。</p>	B

項 目	現 状	課 題	
市町村への情報提供と避難指示等の発令基準	<p>○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、建設事務所長から関係首長に情報伝達を行う。</p> <p>○建設事務所担当者（水防当番）から関係自治体防災担当者に対して情報伝達を行っている。</p> <p>○避難指示等は地域防災計画に記載しそれに基づいて発令している。</p> <p>○千曲川、夜間瀬川（水位周知河川）では水防警報等で水位情報を提供している。</p> <p>○千曲川直轄（洪水予報河川）では水位情報や1～3時間後の予想水位を発表している。</p> <p>○国交省や気象台からのホットラインからの情報を参考に発令を行っている。（市町村が避難指示等の発令を行っている）</p> <p>○気象庁HPや防災情報提供システムで流域雨量指数の予測（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数帳票）を提供している。</p> <p>○長野県防災情報システムにより、災害関連情報をメディア等を通じて地域住民へ情報提供している。また関係機関での情報共有も行っている。</p>	<p>(10) 関係首長へ、具体的・確実に情報伝達する必要がある。（ホットライン）</p> <p>(11) 確実な情報提供を担保する必要がある。（水位情報、予報も含め）</p> <p>(12) 避難指示等の発令基準の具体化、実態に即した地域防災計画の運用が必要。</p> <p>(13) 避難指示等に係る判断や伝達に係る詳細なマニュアルの整備。</p> <p>(14) 避難に必要な時間を確実に確保する必要がある。（タイムライン）</p> <p>(15) 災害時要配慮者に留意が必要。</p> <p>(16) 情報の一元管理が必要。</p> <p>(17) 避難等の判断に必要な情報を確実かつ、わかりやすく提供するとともにその利活用を促進する必要がある。</p>	C
避難場所 避難経路	<p>○中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村では県管理河川について浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し住民に周知している。</p>	<p>(18) 避難時の危険に配慮して、多様な避難方法を選択できるようにする必要がある。</p> <p>(19) 洪水以外の危険（土砂災害、地震、火事等）にも活用できるようにしたい。</p> <p>(20) 住民周知の取組強化が必要。</p> <p>(21) 大災害時の避難、市町村を越える広域避難、長期の避難に向けた検討が必要。</p>	D

項 目	現 状	課 題	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○雨量・水位情報等をホームページ（長野県河川砂防情報ステーション）により公表している。</p> <p>○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。</p>	<p>(22) 住民へのわかりやすさ、危険度がわかるようにするのが重要。</p> <p>(23) 災害危険時に確実な情報提供をする必要がある。（荒天時など）</p> <p>(24) あらゆる人に情報提供する工夫が必要。（インターネット未利用者、視力・聴力低下者、外国人）</p> <p>(25) 荒天時の聞き取りにくさへの配慮が必要。</p> <p>(26) Lアラートなどの代替情報伝達手段を検討する必要がある。</p>	E
要配慮者利用施設	<p>○地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画や避難訓練の実施が義務化された。</p>	<p>(27) 地域防災計画に要配慮者施設を定め、該当施設において避難確保計画を策定し避難訓練を実施する。</p>	
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、市職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。</p> <p>○水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。</p>	<p>(28) 迅速避難が可能となるよう、組織毎の役割分担の明確化が必要。</p> <p>(29) 構成員の人員減への対応が必要。</p> <p>(30) 水防活動の省力化、団員の確保が必要。</p> <p>(31) より実践に即した訓練が必要。</p>	G

② 水防に関する事項

項目	現状	課題	
河川水位等に 係る情報提供	○水防に係る情報としては、長野県が水位周知河川（北信建管内：千曲川、夜間瀬川）に設置している水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発令した場合は、市町村等に通知している。	(32) 河川水位や雨量情報を入手する手段として、長野県「河川砂防情報ステーション」、国土交通省「川の防災情報」、「気象庁 HP、長野地方気象台トップページ」の周知を図る。	
河川の巡視	○重要水防区域を定め、建設事務所で河川巡視している。 ○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○出水期前に、地元住民、水防団、自治体等と危険箇所共同点検を実施している。	(33) 優先的に監視・水防活動をすべき箇所特定が困難。 (34) 住民が重要水防区域を知らない。 (35) 点検個所の経年状況把握（カルテ）と見直しが必要。 (36) 効率的な巡視方法、役割分担を検討。 (37) 点検箇所数に対応したマンパワーの強化が必要。	H
水防資機材の 整備状況	○水防資材（土のう袋、ロープ、ブルーシート）を国及び市町村備蓄場、消防署に保管している。	(38) 装備品の情報共有、使用融通を検討する必要がある。 (39) 装備品等の確保、交換を確実に行う必要がある。	I
自治体庁舎、 災害拠点病院 等の水害時に おける対応	○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。 ○ライフライン（電気、ガス、水道、通信）が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。	(40) 災害時の対応拠点となる自治体庁舎等に対して耐水化対策が必要 (41) 被災時の代替機能を確保する必要がある。 (42) ライフラインの耐水化が必要。 (43) 被災時の補完機能強化が必要。	J

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状	課題
排水施設、排水資機材(樋門・樋管等)の操作・運用	○北信圏域には、国交省管理による千曲川設置排水機場3基(篠井川排水機場、御立野排水機場、広井川緊急排水機場)をはじめ重要な樋門・樋管施設が52施設あり、各々の操作規則により管理を行っている。	(44) 確実な操作を担保する必要がある。 (45) 操作規則がない許可工作物(排水口・樋門等)の取り扱いが課題。 (46) 施設を適正に管理する必要がある。(長寿命化) (47) 排水設備の確実な稼働の担保が重要。 (48) 排水設備の確実な運用、人材確保
排水施設、排水資機材(ポンプ車両等)の操作・運用	○長野県北信建設事務所は、排水ポンプ車を1台保有している。(飯山事務所に1台) また、国土交通省千曲川河川事務所も排水ポンプ車を保有している。(千曲川河川事務所管理区間全体で6台) ○排水ポンプ車は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、訓練を行い、常時、災害発生に備えた出動体制を確保している。 ○圏域を跨ぎ、排水ポンプ車両の運用を行っている。	(49) 対策車両保持の情報共有と依頼ルール確立が必要。 (50) 災害時の円滑な排水ポンプ車の運用のため、定期的に操作訓練を行う。 (51) ポンプ車両の確実な運用、人材確保

K

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状	課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○交付金事業 ・防災・安全交付金(広域河川改修)事業 (一)千曲川 飯山市 飯山(飯山市照岡～馬場) ・災害復旧助成事業 (一)千曲川 栄村箕作～月岡野沢温泉村東大滝 ・国補大規模特定河川事業 (一)皿川 飯山市 北町 ○県単独事業 (一)今井川 飯山市 常郷 (一)大川 飯山市～木島平村 下木島～市之割他	(52) 平成27年7月に認可された河川整備計画に基づき、引き続き堤防の嵩上げ等の整備が必要である。

L

※各項目の課題の記号A～Lは、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は以下のとおりとする。

【達成すべき目標】

北信圏域の流域における大規模水害に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標を達成するための3つの取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記の取組に加え、以下の取組を実施

- ・あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」の取組
- …本取組方針については、信濃川水系流域治水協議会によりとりまとめられた「信濃川水系流域治水プロジェクト」とも連携し、上記目標の達成に取り組むこととする。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

主な取組項目	4に記載の課題の対応	取組機関
■被災施設等の迅速な復旧		
堤防、護岸、排水機場等の被災施設の復旧	L	県
■河川水位の低下及び洪水流下断面を向上させるための取組		
洪水が円滑に流れやすい河道整備の推進	L	県
■既存施設を活用した洪水被害軽減対策		
堤防の強化（浸透対策等）	L	県
既存の排水機場、ダム、遊水池、堰などの河川管理施設について、更なる洪水被害軽減の可能性について検討を行うとともに、必要な対策を実施	L	県
■河道・管理施設等の適切な維持管理		
堤防や堰、水門等の適切な維持管理	L	県
河道内の堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理	L	県
■多様な主体による被害軽減対策に関する取組		
雨水排水施設の整備や河川改修等の対策の実施	L	市町村
■防災施設の整備等		
流木や土砂の影響への対策		県（砂）
土砂・洪水氾濫への対策		県（砂）
ダム等の洪水調節機能の向上・確保		
重要インフラの機能確保	L	県（砂）
■支流の流出抑制の取組		
ため池等既存施設の有効利用		県、市町村
雨水貯留施設、水田を活用した雨水貯留、透水性舗装の整備等		県、市町村
■支流の流出抑制の取組		
公共下水道の整備		県、市町村
森林整備		県、市町村
■支川氾濫抑制、内水被害を軽減する取組		
支川、水路における氾濫抑制対策	L	県、市町村
排水機場の整備	L	県、市町村
排水機場の耐水化の推進	L	県、市町村
■氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
排水設備の耐水性の強化	L	県、市町村

②被害対象を減少させるための対策

主な取組項目	4に記載の課題の対応	取組機関
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組		
心急的な退避場所の確保		県、市町村
避難路、避難場所の安全対策の強化		県（砂）

主な取組項目	4に記載の課題の対応	取組機関
■住まい方の工夫に関する取組		
「まちづくり」による水害に強い地域への誘導		県、市町村
不動産関係団体への水害リスク情報と周知協力の推進		県、市町村
■浸水被害軽減地区の指定		
浸水被害軽減地区の指定		県、市町村
■減災・防災に関する国の支援		
適切な土地利用の促進		県、市町村

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

主な取組項目	4に記載の課題の対応	取組機関
■大規模災害時における迅速な復旧支援の取組		
緊急復旧などを迅速に行う防災拠点	J	県、市町村
災害時応急復旧資機材の整備	I	県、市町村
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組		
応急的な退避場所の確保	D、J	市町村
■防災教育や防災知識の普及に関する取組		
水害の記憶の伝承		県、市町村
マイ・防災マップ、マイ・タイムラインづくりの推進	C	県、市町村
地域住民や小中学生等を対象にした防災教育の推進		県、市町村
学校における避難確保計画の作成と避難訓練の推進		市町村
避難訓練への地域住民の参加促進	D、G	県、市町村
平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組	A、C、D、G	県、市町村
共助の仕組みの強化	G	県、市町村
地域防災力の向上のための人材育成	G	県、市町村
水位周知河川の拡充、洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知	A、B、C、D、E、G	県、市町村
支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知	A、D	県、市町村
土砂災害警戒区域指定にかかる基礎調査		県
ハザードマップの改良、周知、活用	A、D	県、市町村
ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	A、D	県、市町村
まるごとまちごとハザードマップの推進	A、D	県、市町村
豪雨に対応したタイムラインの普及促進	C	県、市町村
■要配慮者施設の避難に関する取組の推進		
地域防災計画への位置付けの推進		県、市町村
避難確保計画の作成と訓練の推進	C、D、G	県、市町村
避難確保計画の作成につながる講習会の開催	C、D、G	県、市町村
■災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組		
マスメディアとの連携強化	C、E	県、市町村
公共交通機関との洪水情報の共有		県、市町村
住民への情報伝達手段の強化	A、B、G、E	県、市町村
水位計、空間監視カメラ等の整備によるリアルタイム情報の発信	B、E	県、市町村

主な取組項目	4に記載の課題の対応	取組機関
■災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組		
水位情報の提供の強化	B、E	県
防災施設の機能に関する情報提供の充実	E	県
ダム放流情報を活用した避難体系の確立		県
浸水想定区域における企業、危険物管理施設への浸水リスク情報の提供	A、D、J	県、市町村
浸水実績等の周知	A、D	県、市町村
土砂災害警戒情報を補足する情報の提供		県（砂）
■多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	A、B、C、D、E、J	県、市町村
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	J	県、市町村
早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）		県、市町村
■防災施設の整備等		
重要インフラの機能確保		市町村（下水道）
■避難時間確保のための水防活動の取り組み		
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		県、市町村
■一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み		
救援・救助活動の効率化に関する取組		県、市町村
排水計画案の作成及び排水訓練の実施	K	県、市町村

7 取組方針のフォローアップ

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取り組むものとする。

また、本協議会は随時出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。